

武蔵野市旧赤星鉄馬邸保存活用計画策定委員会設置条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月13日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市旧赤星鉄馬邸保存活用計画策定委員会設置条例

(設置)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項の規定により文化財登録原簿に登録された旧赤星鉄馬邸の本質的な価値及びその構成要素を明らかにするとともに、適正な保存及び活用を図ることを目的に、旧赤星鉄馬邸保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき武蔵野市旧赤星鉄馬邸保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 保存活用計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員7人以内をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保存活用計画に関連する分野の学識経験を有する者
 - (2) 市の職員
- 2 委員会の委員の任期は、前項の規定による委嘱又は任命の日から前条の規定による答申の日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下この条及び次条において「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、第3条第1項の規定による委嘱又は任命の日以後最初に招集される会議は、市長が招集するものとする。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないと認

めたときは、出席委員の3分の2以上の同意を得て、これを公開しないことができる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第7条 委員会は、保存活用計画の策定を円滑に進めるため必要があるときは、委員会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、委員会により付議された特定の事項について調査及び審議を行い、その結果を委員会に報告する。

3 市長は、第3条第1項の委員とは別に、作業部会における調査及び審議のため必要があると認める者を委員として委嘱することができる。

4 作業部会は、第3条第1項の委員のうちから市長が指名した委員及び前項の規定により委嘱した委員をもって組織する。

5 作業部会に部会長を置き、委員長が指名する委員がこれにあたる。

6 部会長は、部会の事務を掌理する。

7 第4条第3項及び前2条の規定は、作業部会について準用する。この場合において、第4条第3項並びに第5条第1項及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第1項及び第2項並びに前条中「委員会」とあるのは「作業部会」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第8条 委員(前条第3項の規定により委嘱した委員を含む。以下同じ。)及び第6条(前条第7項の規定において準用する場合を含む。付則第3項において同じ。)の規定により会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬)

第9条 委員の報酬及び費用弁償は、武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和36年2月武蔵野市条例第7号)に定めるところによる。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第2条の規定による答申の日限り、その効力を失う。

- 3 委員であった者又は第6条の規定により会議に出席した者の職務上知り得た秘密については、第8条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

- 4 武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
(目的及び適用範囲)	(目的及び適用範囲)	
第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、非常勤職員（次に掲げる職員その他の非常勤の職を占める職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）をいう。以下同じ。）に支給する報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当について定めることを目的とする。 (1)から(56)まで (略)	第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、非常勤職員（次に掲げる職員その他の非常勤の職を占める職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）をいう。以下同じ。）に支給する報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当について定めることを目的とする。 (1)から(56)まで (略) <u>(57) 旧赤星鉄馬邸保存活用計画策定委員会の委員</u>	号の追加
<u>(57)から(67)まで</u>	<u>(58)から(68)まで</u>	号の繰下げ
第3条 第1条第13号から第 <u>64</u> 号までに掲げる職員には、別表第2により報酬を支給する。	第3条 第1条第13号から第 <u>65</u> 号までに掲げる職員には、別表第2により報酬を支給する。	字句の改正

第4条 第1条第65号から第67号までに掲げる職員には、別表第3により報酬を支給する。	第4条 第1条第66号から第68号までに掲げる職員には、別表第3により報酬を支給する。	字句の改正														
別表第2（第3条関係）	別表第2（第3条関係）															
日額で定める報酬額	日額で定める報酬額															
<table border="1"><thead><tr><th>職名</th><th>報酬額</th></tr></thead><tbody><tr><td>財産価格審議会の委員から市有地活用事業者審査委員会の委員まで（略）。</td><td></td></tr><tr><td>指定管理者候補審査委員会の委員から選挙立会人まで（略）</td><td></td></tr></tbody></table>	職名	報酬額	財産価格審議会の委員から市有地活用事業者審査委員会の委員まで（略）。		指定管理者候補審査委員会の委員から選挙立会人まで（略）		<table border="1"><thead><tr><th>職名</th><th>報酬額</th></tr></thead><tbody><tr><td>財産価格審議会の委員から市有地活用事業者審査委員会の委員まで（略）</td><td></td></tr><tr><td>旧赤星鉄馬邸保存活用計画策定委員会の委員</td><td>// 12,000円</td></tr><tr><td>指定管理者候補審査委員会の委員から選挙立会人まで（略）</td><td></td></tr></tbody></table>	職名	報酬額	財産価格審議会の委員から市有地活用事業者審査委員会の委員まで（略）		旧赤星鉄馬邸保存活用計画策定委員会の委員	// 12,000円	指定管理者候補審査委員会の委員から選挙立会人まで（略）		項の追加
職名	報酬額															
財産価格審議会の委員から市有地活用事業者審査委員会の委員まで（略）。																
指定管理者候補審査委員会の委員から選挙立会人まで（略）																
職名	報酬額															
財産価格審議会の委員から市有地活用事業者審査委員会の委員まで（略）																
旧赤星鉄馬邸保存活用計画策定委員会の委員	// 12,000円															
指定管理者候補審査委員会の委員から選挙立会人まで（略）																
備考（略）	備考（略）															

（提案理由）

旧赤星鉄馬邸保存活用計画を策定するため、調査及び審議を行う附属機関として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、武蔵野市旧赤星鉄馬邸保存活用計画策定委員会を設置し、必要な事項を定めるため、条例を制定するとともに所要の改正をするものである。